

国立大学法人佐賀大学情報統括責任者及び情報統括責任者補佐の設置に関する規程

(平成19年3月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）2（3）及び（4）に基づき、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）に置く情報統括責任者（以下「CIO」という。）及び情報統括責任者補佐（以下「CIO 補佐」という。）の職務、任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 CIO は、本学における情報戦略を企画し、及びその実現を図る。

2 CIO 補佐は、本学における業務・システムに係る監査、最適化計画の策定、情報システムの調達等において専門的知見をもって助言又は指導を行う。

(任命)

第3条 CIO は、本学の理事のうちから、学長が任命する。

2 CIO 補佐は、佐賀大学総合情報基盤センター長をもって充てる。

(任期)

第4条 CIO の任期は、理事としての任期とする。ただし、CIO の任期の末日は、当該理事を任命した学長の任期の末日とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、CIO 及び CIO 補佐に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成19年3月20日から施行する。